

井田病院臨床化学・免疫分析装置（ALINITY CI-SERIES）保守業務委託 仕様書

1 目 的

本件は、臨床化学・免疫分析装置に係る業務について、専門的な知識と技能を有する受託者へ委託することにより、医療機器の機能を適切に維持管理し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院

4 保守業務対象機器

臨床化学・免疫分析装置（アボット製 AlinityC2I）二式

5 保守内容

(1) 定期点検

ア 定期点検については契約期間内にCモジュール年2回以上、Iモジュール年1回以上で機器の安全が担保できる回数を定め、技術員を派遣して、その機器の正常な使用に必要な機能試験、動作確認、状態のチェック、定期交換部品の交換、清掃点検調整を行うこと。

イ 行うべき点検を怠った場合や、必要な定期部品の交換を怠った場合は、川崎市の指示に基づき、速やかに対応すること。

ウ 定期点検業務は、川崎市が指示する日時に行うものとする。

エ 定期点検を実施した翌日は、受託者又は現場担当者が現場での技術者の稼働立会いが必要と判断した場合、実施しなくてはならない。

(2) 障害対応業務

ア 機器に故障や異常が発生したときは、協議の上、可及的速やかに技術員を派遣し修理を行い、機能を回復させること。

イ 修理対応した翌日は、受託者又は現場担当者が現場での技術者の稼働立会いが必要と判断した場合、実施しなくてはならない。

(3) その他

ア 本契約はフルメンテナンスである。

イ 定期点検に必要な消耗品・交換部品については受注者負担とする。

- ウ 定期交換部品以外の交換部品については受注者負担とする。
- エ 緊急時の人件費、交換部品費等の工賃は受注者負担とする。
- オ コールセンター及び電話対応に関しては、24時間対応可能であること。
- カ 土曜日・日曜日及び祝日も緊急時には対応が可能であること。
- キ 受託者は、測定装置の比較的大掛かりな点検作業、設定変更、プログラムの更新などについて、受託者又は川崎市が現場での技術者の稼働立会いが必要と判断した場合、実施しなくてはならない。
- ク 定期点検、障害対応業務を終了したときは、報告書を提出することとする。
- ケ コンピュータの入れ替えが必要になった場合は無償で入れ替えを行うこと。
- コ ソフトウェアのバージョンアップを無償で適宜行うこと。
- サ 純水装置は保守に含まないこととする。ただし、分析装置と純水装置を結ぶチューブ等に関しては保守に含まれるものとする。
- シ 純水装置は保守に含まれないが、不具合を確認したときは速やかに、発注者に報告すること。

6 委託料の請求

受託者は、業務報告書の確認を受けた後、川崎市の指定する方法により請求するものとする。委託料の請求は内訳書に基づいて行われるものとし、契約期間完了後に請求すること。委託料請求時には報告書を添付すること。

7 書類の提出

受託者は、医療法施行規則等の関係法令に規定される医療機器保守業務を適正に行う能力のある者の基準を満たしていなければならない。また、当該条項に規定する業務案内書、標準作業書及び業務従事者に対する研修内容等についての資料を提出し、川崎市と協議を行い、その承認を受けなければならない。

8 感染防止対策

受託者は、業務を遂行する上で、病院という施設の特異性を考慮し、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて、保守点検作業を行うこと。また、万が一業務従事者が感染症等に感染した場合には、川崎市の指示に従い、当該業務従事者への処置及び他の者に感染することが無いように感染症対策を迅速に講ずること。なお、これらの処置にかかる費用については、受託者の負担とする。

9 業務の引継ぎ

次年度契約を承継した業者には、川崎市の通常業務が行えるよう、業務内容の引継ぎを行うこと。

10 その他

本仕様書の定めのないことは、協議を持って定めることとする。

11 サービスエンド

サービスエンドについて、契約開始日にその期日が分かっている場合は通知し、契約期間中に新たに判明したものについても判明した時点で即時川崎市へ通知すること。